

油脂遮断装置維持管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市下水道条例施行規程（昭和43年浜松市水道部管理規程第7号）第4条第5号に規定した油脂遮断装置に関して、その維持管理と清掃の基準を定め、下水道の機能の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語は、次の各号に定めるところによる。

(1) グリーストラップ 飲食店等の厨房並びに食肉販売業及び魚介類販売業等の作業場から出る排水中に懸濁して流下する多量の動植物油脂類を分離、抑留し流出を防止する油脂遮断装置（ビルの雑排水槽は除く。）をいう。

(2) オイルトラップ ガソリンスタンド等から流出する鉱物油類を分離、抑留し流出防止する油脂遮断装置をいう。

(油脂遮断装置設置者の義務)

第3条 グリーストラップの設置者は、次の各号に定めるところにより、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 下水の排除期間中、グリーストラップ内の汚れ具合を毎日点検し、必要があればその都度清掃すること。

(2) グリーストラップ内に設けられたきょう雑物除去用カゴに捕捉回収されたゴミは、水切りして貯留し処分すること。このゴミは、飲食店等から排出される場合、一般廃棄物の収集及び運搬の許可を受けた者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第7条の規定により許可を受けた者）に委託処分し、また、食料品製造業から排出される場合には、産業廃棄物のうち動植物性残さの品目の収集及び運搬の許可を受けた者（法第14条の規定により許可を受けた者）に委託処分すること。

(3) グリーストラップ各槽の上部に浮上した油分及び下部の沈殿物は、次

のいずれかの方法で処分すること。

ア 水切り貯留し処分する。この油分及び沈殿物は、飲食店等から排出される場合、産業廃棄物のうち廃油及び汚泥の 2 品目の収集並びに運搬の許可を受けた者（法第 14 条の規定により許可を受けた者）に委託処分し、また、食料品製造業から排出される場合、これらに動植物性残さを加えた 3 品目の許可を受けた者に委託処分する。

イ グリーストラップから泥状のまま処分する。本号アに掲げる収集及び運搬の許可を受けた者のうち、バキューム車を所有する者に吸引処分を委託する。

2 オイルトラップの設置者は、前項の規定に準じて適正な維持管理に努めなければならない。ただし、ガソリンスタンド等で、引火点 700 未満の廃油類（揮発油類、灯油類及び軽油類）及びこれらを 5% 以上含む汚泥を処分する場合には、特別管理産業廃棄物の引火性廃油の収集及び運搬の許可を受けた者（法第 14 条の 4 の規定により許可を受けた者）に委託処分すること。

（含油汚泥処理日報）

第 4 条 含油汚泥を委託処分する場合、別に定める含油汚泥処理日報に必要事項を記入し、5 年間保存しておかなければならない。

（立入検査）

第 5 条 浜松水道事業及び下水道事業管理者は、油脂遮断装置に関し、その維持管理が適正に行われているか、下水道法第 13 条の規定により立入検査し、指導することができる。

（附則）

この要綱は、平成 6 年 8 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

別表

5年間保存

含油汚泥処理日報

委託年月日	委託量	委託内容	委託業者	備考